

北神地域公共交通再編実施計画検討部会規約

(設置)

第1条 神戸市地域公共交通活性化協議会設置規則第5条の規定に基づき、北神地域公共交通再編実施計画検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、北神地域公共交通再編実施計画の素案の検討を行うため、次の各号に掲げる事項を扱う。

- (1) 神戸市地域公共交通網形成計画における、北神地域の公共交通再編に関すること
- (2) 北神地域公共交通再編実施計画の策定及び変更に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、部会の趣旨を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 部会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 北神地域の公共交通再編実施計画策定に関連する地方公共団体
- (3) 北神地域における特定旅客運送事業者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に必要と認められる者

2 部会に属すべき委員は、神戸市地域公共交通活性化協議会の会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

(議事)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長が会議に出席できないときは、あらかじめ部会長から指名されたものが議長にあたる。

3 部会の議事は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 必要があると認める場合は、第三者の出席及び意見聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、住宅都市局において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めのない事項については、部会で協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 この規約は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。